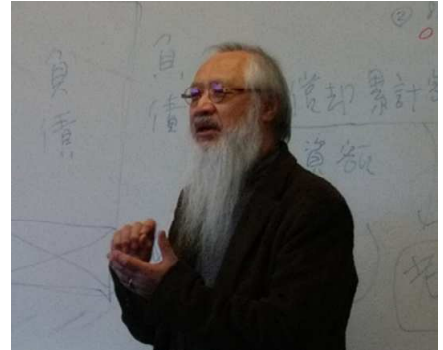


## 事業実績（研修）報告

### 1. 研修の概要

- (1) 目的 平成 29 年度決算審査のポイント
- (2) 日時 平成 30 年 9 月 1 日（土）10：00～16：00
- (3) 場所 名古屋市中区 イーブル名古屋（旧女性会館）
- (4) 参加者 鈴木規子



### 2. 研修内容と所感

#### 《女性議会ネット 決算学習会》

「平成 29 年度決算にあたって」

講師 菅原 敏夫氏（地方自治総合研究所）

- ・今決算は転換期である。自治法改正 233 条に以下の 7 項が加わった。議会の責任はさらに重くなったと言える。抜け道はあるが封じるのは議会だ。
  - \*自治体の長は、決算の認定議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかにその内容を公表する。
- ・また、自治体の内部統制に関しても、以下一部改正が行われた。
  - \*都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備する（その他の市町村は努力義務）。方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を議会に提出する。
- ・総務省の指示によって「27～29 年度までの 3 年間で統一的な基準による財務資料を作成し、予算編成時に積極的に活用するよう要請」されていたが、今 8 月の時点で公表されている自治体は少ない。注視すべきである。
- ・行政コスト計算書では、算出されるコストを住民基本台帳人口で除して住民ひとり当りを導き出し、行政活動の効率化をみることが出来る。また、性質別・目的別の行政コストも同様に算出し比較することができる。

#### ＜所感＞

- ・ようやく 29 年の財政 4 表から表記方式が変わった。企業会計に準じたチェックができるようになる。公共施設再配置然り、人件費・物件費の経年変化然りである。
- ・内部統制は数字上だけでなく政策の進行も包含するものが必要。本市は特に重要。

項目	支出金額	備考
研修費	6,000 円	参加費として
計	6,000 円	